

様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第2回行田市文化財保存活用地域計画協議会	
開 催 日 時	令和7年3月17日（月） 開会：午前10時00分 ～ 閉会：午前11時30分	
開 催 場 所	産業文化会館 創作室	
出席者（委員） 氏 名	会長：小島孝夫 委員：野中仁 須田大樹(飯田徹委員代理) 板垣時夫 清水威男 田村均 宮本伸子 小巻政史 山本栄治 竹井裕美 寺田定弘 五十嵐章五 石崎昌稔 鈴木紀三雄 坂西哲	
欠席者（委員） 氏 名	前原眞一 若松良一(故人)	
事 務 局	文化財保護主査 中島洋一・浅見貴子 郷土博物館 主査 篠田泰輔・主任 澤村怜薫	
会議内容	(1) 行田市文化財保存活用地域計画(案)の経過及び市民意見募集 (パブリックコメント) 結果の報告 (2) 行田市文化財保存活用地域計画(案)の認定申請について	
会議資料	事前配布資料 行田市文化財保存活用地域計画（案） 資料1 行田市文化財保存活用地域計画(案)の主な修正点 資料2-1 「未指定文化財の概要」修正案 資料2-2 「文化財把握調査の現状と課題」修正案	
その他必要事項	傍聴人 なし	
会議録の確定	確 定 年 月 日	主 催 者 氏 名
	令和7年3月 26 日	小島孝夫

発 言 者	会 議 の 経 過（議題・発言内容・結論等）
司会	1. 開 会 会議に先立ち、委員17名中15名の出席で過半数の出席のため、本協議会は成立していることを報告する。 ・若松委員のご逝去について報告 2. 会長・副会長の選出 ・委員任期の更新について、及び新任委員の紹介 ・推薦にて会長に小島委員、副会長に田村委員を選出、承認 3. 会長あいさつ 4. 議事 議事に入る前に、この会議の公開非公開に関する取り扱いについて確認する。本日の会議は、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議を取り扱う予定がないことから、原則公開とさせていただく。（傍聴人なし） また、会議録の作成は要点筆記とし、委員名を明記の上、市政情報コーナーおよび市のホームページにおいて公開させていただく。 それでは、議事に移らせていただく。議事については、要綱第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっていることから、小島会長に議事の進行をお願いする。
議長	（1）行田市文化財保存活用地域計画(案)の経過及び市民意見募集(パブリックコメント) 結果の報告 初めに、議事の(1)、「行田市文化財保存活用地域計画(案)の経過及び市民意見募集(パブリックコメント) 結果の報告」について事務局から説明をお願いします。 ＜事務局から説明＞
議長	市民意見が0件とのことだが、意見が寄せられなかったことを事務局はどうとらえているのか。
事務局	本市の他計画についての意見募集も同時期に複数行われており、本計画の印象が薄れた可能性がある。計画が認定された際は、市民に広く周知及び説明を実施してまいりたい。

議長	手続き上の不備はなかったと理解してよいか。
事務局	適切に実施している。
議長	了承した。市民への周知を引き続き図っていただきたい。
議長	計画案の修正について、説明があった50－51頁の修正内容は具体的にどの部分か。
事務局	未指定文化財について、「その他」の件数と具体的な記述の部分となる。修正前は食文化を「その他」に含めていたが、食文化は無形文化財に属するものであるため整合性が取れていないとして文化庁担当官から修正を求められたものである。
鈴木委員	未指定文化財数の根拠資料としている古文書データベースの件数は、歴史的公文書が含まれているはずである。精査するべきではないか。
事務局	確認し、必要な場合は修正する。
野中委員	構成文化財一覧と分布図の番号が不一致な箇所がある。改めて確認してほしい。また、87頁の「保存活用の取組」について「令和6年から」開始とするものが未修整のため「令和7年から」に修正が必要である。
事務局	確認し、修正する。
田村委員	19－20頁の地図を色味など工夫して見やすくしてほしい。地図を大きくし、色を薄くし、フォントを細くしてはどうか。また地名に「ふりがな」を付けられないか。
議長	20頁の地図の地区名を、凡例と対応した形にしたらどうか。
事務局	対応する。
議長	郷土史家が調べた伝説を「その他」に含めたとのことだが、その出典や史料は巻末に含まれているか。
事務局	把握の参考とした『行田の伝説と史話』(大澤俊吉 昭和56年)

	については、一般書籍のため、巻末の「文化財調報告一覧」には含んでいない。
宮本委員	裏表紙だが、酒巻 14 号墳出土埴輪のなかで、特に希少性が高く、市を代表する文化財である「旗を立てた馬形埴輪」が目立たないのではないか。馬型埴輪 1 点のみのデザインでも良いと感じる。
事務局	検討する。
板垣委員	地域計画を市民と協働して行うのは大変な事業である。計画書を作成して終わりにするのではなく、計画を実現するための方法も今後建設的に考えてほしい。
事務局	検討する。
議長	市民への普及啓発を図るために、概要版で方向性をより明確にしてほしい。 また、事務局の各部署の側から気が付いた点なども会議後でも構わないのでぜひ指摘してほしい。
寺田委員	22 頁の「古代蓮を栽培する公園」は、「古代蓮を鑑賞する公園」に言い換えを検討してほしい。 87 頁の方針 3「都市景観に歴史的景観を組み込む」ではなく「まちづくりに歴史的景観を組み込む」のほうが適当と感じる。
事務局	修正する。
五十嵐委員	保存活用の取り組みについて 87 頁方針 2～6 における具体的な各事業の進行管理の仕方を示してほしい。
事務局	取組については、1 年ごとに進行管理をおこない、会議を通じて共有等をしていきたい。変更事項がある場合は各時期において報告・修正を行い、計画を実施していく。文化庁への報告も併せて行っていく。
五十嵐委員	現在の委員の委嘱期間によらず、今後も進行管理のための委員会を開催するという理解でよいのか。
事務局	本協議会については今後も継続して開催する。年に 1 回程度

	の開催となるが、計画の実施について協議をいただくこととなる。
田村委員	文化財保存活用区域の範囲の根拠はあるのか。旧忍町区域とは合致しない。文化財が分布する範囲を括っているとみられるが、なぜこの範囲なのかかわからない。簡潔でかまわないので根拠の明示をしてほしい。
宮本委員	図に区域内の文化財がすべて図示されていない。整理して、凡例等に図示されている文化財を記すべきではないか。
事務局	旧忍町の範囲と旧城下町の範囲を合わせて設定している。現状の図を整理した上で、区域の定義と根拠を記載したい。
田村委員	82頁の区域の文化財一覧においてNo.50水城公園が「まちの景観に関わる文化財」に分類されているのはなぜか。忍城の名残りとして「武士のまち」に関わる文化財ではないのか。
事務局	「武士のまち」と「足袋のまち」をつなぐものとして、現在も見ることができる風景について「まちの景観に関わる文化財」を位置付けている。
田村委員	その意図についても本文中で補足説明してほしい。
事務局	記載を追加する。
須田氏 (代理出席)	本計画は作成して終わりではなく、体制の維持、進行管理を確認する協議会を継続することが望ましい。計画期間のうち前期である令和7年度にスタートとなる新規事業が比較的多く見られるため、優先順位を鑑みた上で、場合によっては他年度に実施することも検討して良いと考える。
事務局	検討していきたい。
田村委員	86頁の保存活用区域の「保存・活用の方針」は、主体が行政でもなく民間でもなくあいまいな印象がある。それは地域総がかりの意図として明示していないという解釈で良いか。5年スパンで進めていく事業についても、実施の進行管理をするなかで、進捗の様子によって予算の確保や補助金の申請を考えていくことになる。進め方の検討も行ってもらいたい。

事務局	文化財の保存と活用については、行政と民間が協働して進めていくべきことと考えている。計画期間ごとの事業進捗については、適切に進めていきたい。
議長	(2) 行田市文化財保存活用地域計画(案)の認定申請について 地域総がかりで取り組むことを前提に、計画を進めていくことになるだろう。 時間も限られている。まだご意見等はあると思うが、本日頂いたご意見を事務局に検討・修正して頂き、本計画を認定申請へと進めてよいか。 異議なし
議長	それでは、事務局は意見を反映させたのち、認定申請の手続きへと進めてほしい。 進行を事務局にお戻しする。
事務局	本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただき感謝する。 5. 閉会